明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する政令（二四六）　二

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（法務一二五）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同一二六～一二八）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一九二～一九五、一九八、一九九）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一九六）　六
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一九七）　七
○保安林の指定をする件（農林水産一一一二～一一一九）　八
○災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（同一一二〇）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七九）　九
○道路に関する件（東北地方整備局七五～七七）　九
○道路に関する件（北海道開発局一一四～一一七）　一〇

〔人事異動〕

内閣　復興庁　法務省　出入国在留管理庁　最高裁判所　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する政令（政令第二四六号）（経済産業省）

1　事業の区分及び規模の追加

㈠　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三八号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める事業の区分として、デジタルプラットフォーム提供者が一般利用者に対して情報の検索又は文字、画像若しくは映像の投稿による他の一般利用者との交流を目的とする場を提供し、及び当該場において商品等提供利用者が一般利用者に対して商品等（法第二条第一項に規定する商品等をいう。以下同じ。）に係る情報を広告として表示する事業であって、次のいずれにも該当するものを追加することとした。（第一項の表第三号中欄関係）

(1)　商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること。

(2)　商品等に係る情報を表示すべき商品等提供利用者を主として競りにより決定するものであること。

㈡　㈠の事業の区分の政令で定める規模は、年度（四月一日から翌年三月三一日までの期間をいう。以下同じ。）におけるデジタルプラットフォーム提供者による商品等提供利用者の商品等に係る情報を広告として表示する役務の提供（当該事業に係る場におけるものに限る。）に係る国内売上額が一、〇〇〇億円とすることとした。（第一項の表第三号下欄関係）

㈢　法第四条第一項の政令で定める事業の区分として、商品等提供利用者が一般利用者に対して自らの広告表示枠（文字、画像又は映像を広告として表示するために電子計算機を用いた情報処理により構築した場所をいう。以下同じ。）において一般利用者の広告素材（広告として表示すべき文字、画像又は映像であって、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成され、及び記録されたものをいう。以下同じ。）を広告として表示する役務を提供する事業であって、次のいずれにも該当するものを追加することとした。（第一項の表第四号中欄関係）

(1)　商品等提供利用者及び一般利用者が主として事業者であること。

(2)　その広告表示枠において一般利用者の広告素材を広告として表示する役務を提供すべき商品等提供利用者を主として競りにより決定するものであること。

㈣　㈢の事業の区分の政令で定める規模は、年度における商品等提供利用者による広告表示枠において広告素材を広告として表示する役務の提供（当該事業に係る場におけるものに限る。）に係る国内売上額の合計額が五〇〇億円とすることとした。（第一項の表第四号下欄関係）

2　この政令は、令和四年八月一日から施行することとした。